

2 0 1 7 年（平成 2 9 年）7 月 1 3 日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

資金調達に関することに係るコンピュータ処理について（答申）

2 0 1 7 年（平成 2 9 年）6 月 2 6 日付けで諮問（第 8 6 3 号）された資金調達に関することに係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成 1 5 年藤沢市条例第 7 号。以下「条例」という。）第 1 8 条の規定によるコンピュータ処理を行うことについては、「3 審議会の判断理由」に述べるところにより適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

ふるさと納税制度を活用し、インターネットを通じて不特定多数の人から本市への寄附を募るとともに、寄附者に対し希望するお礼品の贈呈を行う事業を開始することになった。なお、事業は、寄附件数が年間数千件の規模となることが想定されることから、委託により実施することとした。

委託事業者の選定は、公募型プロポーザル方式によるものとし、委託業務の履行にかかる情報セキュリティ対策が充分とられていることを条件に幅広く募集を行う一方で、個人情報保護対策や情報セキュリティ対策について審査項目に含め評価を行った。

これに伴い、本市が業務委託したふるさと納税業務一括代行事業者（以下「事業者」という。）が提供するふるさと納税に係る「ポータルサイト」内に本市への「寄附受付サイト」を作成する。当該サイトを閲覧し、賛同した方が寄附をするためには、希望するお礼品を選択し、利用規約に同意した上で、寄附に関する情報を入力する必要がある。事業者は、入力及び寄附金の決済を行った寄附者に対し、お礼品の配送及び寄附受領証明書の送付を行うものである。

以上の業務を行うことから、条例第 1 8 条のコンピュータ処理を行うことについて、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に意見を求めるものである。

(2) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理をする個人情報の項目

氏名，性別，生年月日，住所，電話番号，メールアドレス，（自治体の広報誌などでの）氏名の公開／非公開，お礼品配送先情報（氏名，住所，電話番号），支払方法（クレジットカード決済の場合は，クレジットカード番号，クレジットカード有効期限），寄附金額及び選択したお礼品，選択した（寄附金の）用途及び用途に対する金額希望，アンケート回答＜任意＞，ご意見等＜任意＞

クレジットカード決済の場合の決済関連情報は，決済代行会社取り扱い，事業者は事務処理の時点のみ情報を保持するものとし，その後は決済の有無を決済代行会社より受領する（寄附者が事業者による決済情報の保持を希望する場合を除く）。

イ 処理内容

事業者が作成する本市の「寄附受付サイト」にアクセスした寄附者が，趣旨に賛同し，寄附を行うために，寄附者が，お礼品を希望する場合は寄附金額に応じたお礼品を選択し，お礼品を希望しない場合はその旨を選択した上で寄附金額を入力する。既に会員登録をされている以外の方は，利用規約に同意した上で会員登録を行うか，または会員登録をする場合と同様の内容を入力した上で，当該寄附に必要な情報を入力し，手続を進める。寄附者は，決済代行会社を通じ事業者へ寄附金を入金し，事業者は収納した寄附金を本市へ納付する。

決済終了後，事業者は，お礼品提供事業者に対し，お礼品を発注するとともに，提携する配送業者に集荷を依頼する（お礼品提供事業者の手元には寄附者の個人情報は一切残らない。配送業者の取り扱う個人情報は集荷・配送に必要な情報のみ）。配送業者は，集荷したお礼品を寄附者が入力したお礼品配送先へ配送する。さらに，事業者は，寄附者に対し，寄附受領証明書を発送する。

本市は，事業者が作成した本市の「寄附管理用サイト」にアクセスし，寄附者の情報を共有し，必要に応じダウンロードすることができる。本市はこの情報を，寄附金の入金の際の件数・金額の管理に使用するとともに，委託業務終了後の対応があった場合（例：寄附受領証明書の不達者への再配達）に備え，保管するものとする。

ウ 安全対策

(ア) 財政課での安全対策について

- a 本業務の管理責任者を定め，管理画面へアクセスできる者を限定するとともに，パスワードについては定期的に変更する。また，データのダウンロードについては必要最小限とする。ダウンロードしたデータについては，IT推進課が管理するネットワークドライブにパスワードを設定し，保管する。業務終了後は，速やかにネットワークドライブから消去する。
- b 業務遂行上又は管理上，紙に出力したデータについては，必要な時以外はキャビネットに保管する。なお，財政課執務室は，職員不在時は，施錠

される。

- c 本市のホームページから事業者の作成する本市の「寄附受付サイト」へのリンクにあたっては、藤沢市のホームページから離れることがわかるよう明示する。
- (1) 本市が事業者を求める安全対策について
- a 個人情報の保護に関する法令及び関連規則等を遵守するとともに、本業務の履行にかかる情報セキュリティ対策が充分とられていること。情報セキュリティ対策について外部機関の認証を受けている場合は、認証が確認できる書類を提出すること。
 - b 個人情報を含む秘密情報について、秘密保持契約を締結し、事前に相手方の承諾を得ることなく、第三者に開示等することを禁止すること(契約終了後も同様とする)。
 - c 共有する個人情報については、項目、利用する者の範囲、利用目的等を取り決めるとともに、管理責任者についても明らかにすること。
 - d 通信手段として通信回線上、情報は「SSL/TSL(暗号化通信)」で行うこと。
 - e 業務終了後は、速やかに本市のサイトを消去すること。
 - f 情報セキュリティ対策に基づき、全従業員に対する教育を行うとともに、内部監査体制を整備すること。
 - g 業務委託を行う場合は、業務委託先のセキュリティレベルを審査し、委託後もセキュリティレベルが維持されるよう定期的に確認を行い、業務を適切に監督すること。
 - h その他詳細については、契約書、仕様書等を遵守すること。

(3) 実施期間

2017年(平成29年)8月1日から(予定)

(4) 添付書類

- ア 別紙1 ふるさと納税データ及び寄附金の流れイメージ図
- イ 別紙2 業務委託契約書、仕様書及び特記事項(抜粋)
- ウ 別紙3 書面発行等に係る業務委託契約書及び仕様書(抜粋)
- エ 別紙4 事業者の規約、個人情報保護方針及び情報セキュリティ方針
- オ 別紙5 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、コンピュータ処理を行うことについて、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関は、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

本市が業務委託した事業者が提供するふるさと納税に係る「ポータルサイト」内に、本市の「寄附受付サイト」を作成し、及び同サイトを閲覧した者が寄附をするために希望するお礼品を選択し、利用規約に同意した上で寄附に関する

情報を入力するためには、コンピュータ処理が必要となる。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性は認められる。

(2) 安全対策について

実施機関が、2 説明要旨(2)安全対策ウ(ア) a から c まで並びに(イ) a から h までに示す安全対策は、次のとおりである。

ア 実施機関の安全対策

(ア) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 (ア) a

(イ) 利用後にデータを確実に消去するための措置 (ア) a

(ウ) 日常的な安全対策 (ア) b , c

イ 受託者の安全対策

(ア) 利用後にデータを確実に消去するための措置 (イ) e

(イ) ネットワークからの情報流出を防止するための措置 (イ) d

(ウ) 実施機関が受託者の安全対策を確認できるようにするための措置 (イ) a

(I) その他受託者の安全対策を高めるための措置 (イ) b , c , h

(オ) 日常的な安全対策 (イ) a , f , g

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。ただし、受託者との契約書面に、藤沢市個人情報の保護に関する条例を遵守する旨を明記し、後日報告することを条件とする。

以 上